

平成28年度第1回高知県障害者差別解消支援地域協議会の概要

1 日時 平成29年3月14日（火）

2 場所 高知城ホール 4階 多目的ホール

3 出席者

【委員】大森委員、小田切委員、片岡委員、清岡委員、竹島(春)委員、竹島(和)委員、田村(滋)委員、田村(輝)委員、津野委員、寺岡委員、中澤(清)委員、西村(博)委員、平野委員、藤原委員、松本委員、南委員、元木委員（20名中17名出席）

【事務局】門田地域福祉部長、井上副部長、梅森障害保健福祉課長、小松企画監他

4 議事内容

(1) 障害者差別解消法施行後の取組み状況について

事務局から障害者差別解消法施行後の取組み状況について説明した後、質疑応答。

【質疑応答要旨】

(1) 障害者差別解消法施行後の取組み状況について

(委員)

・各職位への研修というのとは何か。一昨年この会でも県庁の部署でもでこぼこあるという話があったが、部署によっては点字の必要性が分からないなど配慮のできないところがある。どの部署でも配慮ができるように願います。

(事務局)

・課長、課長補佐といった職位の段階ごとに必ず受けなければいけない研修があり、そういった場で説明をする。また夏には、3年で全職員を受講させることを目途に、西部、中部、東部に分かれて全職員対象の研修も行っており、障害の特性に応じて対応できるようにする。

(委員)

・事例はこの半期で3件だけか。

・差別を受けた方がどこに相談するか、掲示、啓蒙されているのか。

(事務局)

- ・上半期は3件だけだった。合理的配慮については行政は義務、事業所は努力義務。民間からは1件が上がってきている。
(委員)
- ・統計的に少なすぎる。情報共有をうまくしなければいけない。
(委員)
- ・結果として県に上がってきたのが3件だけということ。その内は民と民の問題で、法律的には義務ではなく、差別は起こっていないと考えられてしまう。
(会長)
- ・ひとにやさしいまちづくり条例の策定の際には障害者団体、当事者から意見を聞いた。これだけしか差別は起こっていないというようにならないよう、どんな事例があるかについては当事者や団体に聞く機会を設けることを事務局で検討してほしい。
(委員)
- ・差別を受けている側が差別を受けていることが分かっておらず、差別をする側も差別をしていることが分かっていないため、差別が当たり前のこととして流されてしまっている。差別がどのようなことか分かれば事例は出てくる。
- ・知的障害者にとってはこの世の中全てが差別。事例だけでは計り知れないので、差別とは何かをきっかけにして考えていかなければいけない。
(委員)
- ・4月に免許の更新がある。そのときに運転免許センターで講義があり、手話通訳が必要。本来であれば一県民として安全運転をさせるために、講義をする側が聞こえない人に情報をきちんと伝える義務があるのに、「聞こえないあなたが通訳を連れてくるべきだ」と言われて、結局聾者が意思疎通支援を使っている。
(事務局)
- ・警察本部にご意見があったことを伝える。
(委員)
- ・知的な障害のある人の場合もお店に買い物に行くときは、施設の職員がついて行き、支払い等を手助けしている。何気なくやっていることだが、お店自体が障害者の受け入れをしなければいけないのではないか。この世は全部差別状態。
(委員)
- ・この30年間でバリアフリーが進み、車椅子トイレが増え、肢体障害者は心配せずに街に出かけられるようになった。聴覚障害者、知的障害者は30年前の肢体障害者と同じ状態にあるように思う。障害の無い人と同じようにいつどこに出かけてもいいようになり、障害の無い人との差がなくなったとき

に差別が無いと言える。それが権利条約の「平等」の中身であり、われわれが皆と同じように暮らせる社会にどう近づけるのかということであり、本来は簡単なことである。

(会長)

- 事例の情報を共有して、事象を把握し、どういう対応が必要か議論することも必要。